



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年9月9日金曜日 第2806号

◇ 目次 ◇

肥料登録証の記載事項の変更の届出.....	(農産園芸課) ...	688
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	688
保安林の指定施業要件の変更予定.....	(") ...	688
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	688
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	688
公聴会の開催(3件).....	(都市計画課) ...	689
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	690
道路の区域変更(県道猿鳴平城線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	690
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	690
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	690

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	691
毒物劇物取扱者試験の合格者.....	(薬務衛生課) ...	691

告 示

○愛媛県告示第1018号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料登録証の記載事項の変更の届出があった。

平成28年9月9日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更前	変更後	変更年月日
愛媛県第1277号	金谷 和佳 愛媛県宇和島市住吉町1丁目5番30号	愛媛県宇和島市弁天町2丁目2番2号	愛媛県宇和島市住吉町1丁目5番30号	平成28年8月15日

○愛媛県告示第1019号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年9月9日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
東温市河之内字割石東山乙1624の29、乙1624の43(以上2筆国有林。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1020号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法

(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成2年2月21日農林水産省告示第225号(二に係るものに限る。)
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1021号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年9月9日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成28年9月9日から22日まで

○愛媛県告示第1022号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年9月9日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 平成28年9月1日から
平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 今治市島嶼部

○愛媛県告示第1023号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年9月9日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 平成28年9月29日（木）19時00分から
- 2 場所 西条市役所本館5階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

西条都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成28年9月23日（金）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ
（電話 089 - 912 - 2738）

○愛媛県告示第1024号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年9月9日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 平成28年9月27日（火）14時00分から
- 2 場所 愛媛県中予地方局7階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

松山広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成28年9月21日（水）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ
（電話 089 - 912 - 2738）

○愛媛県告示第1025号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年9月9日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 平成28年9月28日（水）18時00分から
- 2 場所 久万高原町役場2階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

久万都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成28年9月23日（金）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ
 (電話 089 - 912 - 2738)

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成28年8月31日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中曾根町字井垣263番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 (1) 延長 25.10メートル
 (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第1026号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。
 平成28年9月9日

○愛媛県告示第1027号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦761番1から 同町中浦756番まで	旧	メートル 4.7~6.1	キロメートル 0.139	
			新	7.2~13.5	0.139	

○愛媛県告示第1028号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。
 平成28年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	一般財団法人積善会 十全総合病院	野 呂 賢 一	新居浜市北新町1番5号	平成28年 9月1日
肢体不自由、じん臓機能障害	内科、腎臓内科	医療法人恵仁会三島 外科胃腸クリニック	溝 淵 剛 士	四国中央市中之庄町116	平成28年 9月1日
肝 臓 機 能 障 害	消化器内科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	小 泉 洋 平	東温市志津川	平成28年 9月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	山 下 大 介	東温市志津川	平成28年 9月1日

○愛媛県告示第1029号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。
 平成28年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
岡 本 傳 男	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	社会医療法人社団更生会村上 記念病院	西条市大町739番地	平成28年 8月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 9 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 8 月30日	特定非営利活動法人ハーティステップ	永 田 秀 紀	松山市北梅本町611番地の5	この法人は、地域に住む障害児及び障害者に対して、障害児及び障害者に関する事業を行い、障害をお持ちの方々が誇りをもって暮らし、障害のある人もない人も誰もが互いに支え合う地域社会の実現を目指し、関連機関や地域住民と連携をとりながら、障害児及び障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指す活動を通して地域社会に寄与することを目的とする。

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成28年 8 月19日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成28年 9 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10001	10003	10008	10009
10012	10013	10025	10026
10033	10036	10039	10041
10065	10066	10072	10076
10077	10078	10088	10094

農薬用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20011	20016	20025	20026
20029	20046	20049	20061
20062	20064	20101	20103
20111	20120	20129	20136
20138	20139	20141	20142
20144	20151	20152	20153
20155	20159	20166	20167
20169	20170	20171	20173

20174	20175	20179	20181
20185	20188	20194	20198
20200	20201	20206	20258

特定品目

該当者なし